



水道だより

水道だより 第26号
平成30年12月1日発行

鬼北町役場水道課

〒798-1395 愛媛県北宇和郡鬼北町大字近永800番地1 TEL(0895)45-1111(代表)

平成29年度 水道事業決算のあらまし

平成29年度鬼北町水道事業決算は、平成30年9月25日に開かれた平成30年第3回鬼北町議会議定例会で認定されました。決算の概要は次のとおりです。

経営状況等

●財政状況等

平成29年度決算状況は、収益的収支は総収益414,987千円で、うち給水収益(水道料金収入)などの営業収益が270,708千円、他会計補助金、雑収益などの営業外収益が144,279千円となっています。一方、配水及び給水費、減価償却費などの総費用は333,227千円で、総収益から総費用を差し引いた当年度純利益は81,760千円となり、前年度繰越利益剰余金595,445千円、処分済利益剰余金80,000千円を合わせ、当年度未処分利益剰余金757,205千円を計上しました。

また、資本的収支については、他会計負担金、工事負担金などの収入が51,523千円に対し、建設改良費、企業債償還金及び開発費の支出が241,319千円で、差引収支不足額189,796千円は、減債積立金20,000千円、建設改良積立金60,000千円、過年度分損益勘定留保資金18,506千円、及び当年度分損益勘定留保資金91,290千円で補填しました。

施設管理面では、2月上旬の記録的な冷え込みで、宅内配管の破裂に伴う漏水が多数発生し、配水池の水位が急激に低下し、畔屋・北川・奈良の一部、西野々で断水となり、出目・近永の一部及び好藤地区で夜間断水を実施しました。今後においては、凍結防止の防寒方法の周知を徹底し、消防団や自主防災組織の皆さんに高齢者・独居老人宅の見回りや給水支援の協力をお願いするなど啓発活動及び給水活動を実施します。

事業面では、老朽化した配水管の布設工事、導水ポンプなどの取替工事などを実施し、水道水安定供給の対策を実施しました。

●給水状況

給水人口は10,177人、給水栓数は4,933件、当年度総配水量は1,545,547トン、当年度有収水量は1,037,324トンで有収率は、67.1%となりました。



水道だより(2)

■収益的収支(単位:千円)	
水道事業収益 414,987千円	水道事業費用 333,227千円
<p>雑収益・受取利息 5,554 (1.34%) 長期前受金戻入 98,725 (23.79%) 給水収益 270,417 (65.16%) 他会計補助金 40,000 (9.64%) その他営業収益 291 (0.07%)</p>	<p>繰延勘定償却・その他 57,357 (17.21%) 支払利息 1,981 (0.59%) 配水及び給水費 54,668 (16.41%) 総係費 20,117 (6.04%) 資産減耗費 3,208 (0.96%) 減価償却費 195,896 (58.79%)</p>
当年度純利益 81,760千円	

■貸借対照表(単位:円)			
資 産 の 部		負 債 及 び 資 本 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
固 定 資 産	5,038,668,572	固 定 負 債	2,192,873,585
有 形 固 定 資 産	5,038,668,572	企 業 債	2,187,873,585
土 地	75,755,319	引 当 金	5,000,000
建 物	81,076,234	流 動 負 債	228,400,023
構 築 物	4,513,921,650	企 業 債	215,881,277
機 械 及 び 装 置	349,080,911	引 当 金	3,099,303
車 輛 及 び 運 搬 具	659,525	未 払 金	9,419,443
器 具 及 び 備 品	467,148	そ の 他 流 動 負 債	0
建 設 仮 勘 定	17,707,785	繰 延 収 益	1,582,147,031
流 動 資 産	218,479,511	長 期 前 受 金	3,952,090,335
現 金 預 金	215,826,181	補 助 金	3,247,092,304
未 収 金	2,424,540	工 事 負 担 金	110,917,408
貯 蔵 品	228,790	そ の 他 資 本 剰 余 金	594,080,623
前 払 金	0	長 期 前 受 金 収 益 化 累 計 額	△ 2,369,943,304
繰 延 勘 定	0	補 助 金 収 益 化 累 計 額	△ 1,784,127,160
開 発 費	0	工 事 負 担 金 収 益 化 累 計 額	△ 62,922,981
		そ の 他 資 本 剰 余 金 収 益 化 累 計 額	△ 522,893,163
		負 債 合 計	4,003,420,639
		資 本 金	471,616,471
		自 己 資 本 金	471,616,471
		剰 余 金	782,110,973
		資 本 剰 余 金	12,946,526
		補 助 金	12,946,526
		工 事 負 担 金	0
		そ の 他 資 本 剰 余 金	0
		利 益 剰 余 金	769,164,447
		減 債 積 立 金	5,700,000
		利 益 積 立 金	0
		建 設 改 良 積 立 金	6,260,004
		当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金	757,204,443
		資 本 合 計	1,253,727,444
資 産 合 計	5,257,148,083	負 債 ・ 資 本 合 計	5,257,148,083

立

宅内漏水について

最近、宅内漏水が増えてきています。最初は少量でも、次第にその量が多くなり気付かずにいると思わぬ高い水道料金を支払わなければならないこととなります。

また、長時間漏水が続きますと配水池の水が徐々になくなり、給水区域内が断水となる可能性もあり、大切な水資源を無駄にすることにもなります。早期発見・早期修理をお願いします。

また、長期不在の場合は、水道の止水栓を閉めることをおすすめします。

なお、修理費用は各自の負担となります。

水道メーターの定期的な点検を！！

お宅の水道メーター(量水器)がどこにあるかご存じですか。ご存じない方は、一度確認してみてください。メーターボックスの中にある水道メーターのふたを開けると、右の写真のようになっています。

毎月点検する日を定めてメーターを確認すると、月々の使用水量や漏水の発生がわかります。家中の水道の蛇口を全部しめた状態で、水道メーターのパイロットマーク(右の写真の矢印のところ)が回っている場合は、どこかで漏水していることとなりますので、早めに鬼北町指定給水装置工事業者に修理を依頼してください。

なお、漏水による使用水量の増加分にも水道料金がかかりますのでご注意ください。(不可抗力による地下漏水等の場合に限り、水道料金の減免が受けられる場合がありますので水道課までご連絡ください。)



パイロットマーク

☆使用水量が多いと思ったら、
メーターをまず確認してみてください

メーター検針のお願い



水道課では、毎月初めに各家庭及び事業所等の水道使用量の定期検針を行っております。

水道メーターの設置場所は、配水管からの引込状況によってそれぞれに異なっておりますが、メーターの設置場所付近に飼い犬をつながれている場合は、検針員が恐怖を覚えたり危険を感じる場合があります。

そのため、検針ができなかった場合は使用者の方々の不利益になる場合も考えられますので、犬を繋ぐ場所には十分配慮いただきますようお願いいたします。

水道料金の払い込みについて

水道料金の支払いは、便利な口座振替があります。

詳しくは、水道課にお問い合わせいただくか、町指定の金融機関窓口にて備え付けてあります口座振替申し込み書により申し込みをしてください。

水道の使用開始・中止・工事をされる方は 手続きが必要です！！

水道を使用もしくは中止する時や、新設等の工事をする場合は、早めの手続きをお願いします。

- 水道の使用を開始(開栓)するとき ……………「水道使用申込書」の提出
- 水道の使用を中止(閉栓)するとき ……………「水道使用中止届」の提出
- 給水装置の新設、改造、修繕又は撤去するとき ……「給水装置工事申込書」の提出
- 相続などで使用者の名前を変更するとき ……………「水道使用変更届」の提出

<注意>…水道使用中止届の提出がなければ、いつまでも水道料金がかかります。

気温がマイナス4℃以下になると、水道管が凍ったり、破裂する事故が多くなります。北向きの日陰や風当たりの強いところにある水道管、また屋外にある水道管やメーターボックスは特に注意をしてください。

本格的な寒波が襲来するまでに、早めに水道管の凍結防止対策をしましょう。

* 防寒方法

- ・ 水道管には、布切れや発泡スチロールなどの保温材を巻き付けます。その上にビニールテープなどを巻いて、保温材がぬれないようにしてください。
- ・ メーターボックスには、布切れなどを詰めると効果的です。

* もし凍ってしまったら

- ・ 自然に解けるのを待つか、凍った蛇口や水道管にタオルをかぶせて、その上からゆっくりとぬるま湯をかけてください。

熱湯は絶対にかけないでください。破裂の原因となります。



* 万一破裂してしまったら

- ・ メーターボックス内のバルブ(止水栓)を閉め、水を止めてから鬼北町指定給水装置工事業者に修理を依頼してください。(不明な場合は水道課までご連絡ください。)

※ メーターボックスより宅地内側の水道管が破裂した場合の水道料金及び修繕費は、各自の負担となります。
また、経年劣化・凍結破損による漏水は、減免措置がありますので、水道課までご連絡ください。

水道メーターの取替えにご協力をお願いします☆

水道メーター(量水器)は、使用水量を正確に計量するために定期的に取り替えることが計量法で義務付けられており、鬼北町では8年に1回取替えを行っています。

取替え作業のため敷地内に立ち入らせて頂きますが、メーターが家の中や車の下にあるなど支障とならない限り立会い頂く必要はありません。

～ 取替えに費用は要りません ～